

第1部 大規模事故等対策計画

災害対策基本法では、自然災害の他に大規模な火災、爆発その他の大規模な事故による被害についても災害として定義している。

区内においては、超高層ビルや大規模な地下街、交通・ライフライン関連・危険物施設で火災等の事故が発生した場合の危険性は極めて高い。

また、米国での同時多発テロのような事件も、政治・経済の中核が多数存在し、膨大な昼間人口を擁する千代田区にとっては、決して無関係ではない。

さらに、平成16年9月に国民保護法が施行され、これに基づき、区は、外部からの武力攻撃や大規模テロ等が起こった際、住民の避難・救援等を円滑に行うため、平成19年3月に「千代田区国民保護計画」を策定した。

区及び各防災機関は、大規模事故等の対策について、国民保護計画と整合させながら定めておくことが必要である。

第1章 大規模事故等予防計画

都市施設の大規模事故を防止するために、各関係機関は施設の保安対策に取り組み、超高層建築物及び地下街・地下鉄、交通施設、道路施設、危険物施設等についての安全化対策を実施する。

第1節 鉄道・地下鉄施設（防災・危機管理課、東京都交通局、ＪＲ東日本、東京地下鉄）

区は、交通関連施設、地下街等について、火災等の大規模事故を予防するため、鉄道・地下鉄施設の保安対策や施設工事等の状況の把握に努める。

1 保安対策

列車の衝突、脱線等の鉄道事故を防止し、人命の安全及び輸送の確保を図るため、関係機関は、次の保安対策を行う。

機 関 名	保 安 対 策 等
東京都交通局	鉄道輸送における安全の確保を図るため、人的、物的及び取扱い面について、多角的な保安対策を講じ、列車衝突、列車火災等の重大事故の発生を未然防止する。 1 保安対策 信号保安装置、自動列車制御装置、非常停止ボタン、列車集中制御装置、列車無線電話、放送装置、消火設備及び排煙装置等の保安装置を整備して列車運転の安全化を図る。 2 設備及び規定等の整備 保安装置その他の設備に対して、検査、保全等を行い、機能の保持に努めるとともに運転取扱いに関する規定等の整備を図り、安全の確保を図る。

機 関 名	保 安 対 策 等
J R 東 日 本	大規模事故対策として、従来から車両及び地上設備の整備を進めてきたが、今後もこれら設備等の改良整備を推進し、人命の安全確保と輸送の確保を図る。
東 京 地 下 鉄	自動列車停止装置・制御装置・運転装置等の運転保安装置、難燃性車両、断線しない剛体架空線などの各種保安設備を完備している。また、国土交通省の「地下鉄道の火災対策基準」等に基づき、建造物の不燃化、避難誘導設備・排煙設備等の整備、消火設備の整備、防災管理体制の整備等を推進している。 総合指令所では、安全確保のための適切な管理、制御を行うとともに、これらの施設の点検作業に万全を期し、職員の教育訓練を重ね安全運転を確保する。

2 鉄道・地下鉄施設工事

機 関 名	保 安 対 策 等
東京都交通局	1 安全管理体制 (1) 現場代理人（受注者）に現場における工事の施工に関する指揮をさせる。 (2) 非常時に備え、緊急連絡表を整備して現場作業所に表示する。 2 安全対策（事故防止対策） 工事の際には、以下の事故防止対策を実施している。 (1) 受注者の施工 道路法、道路交通法、その他官公署等からの命令事項の遵守及び監督の実施 (2) 地下埋設物 ア 安全確保のための取扱い、防護、復旧方法等に関する各管理者との協定又は承認書の取り交わし イ 工事の際の試掘による位置の確認及び各管理者の立ち会いの要請 (3) 競合工事 道路調整会議、事業者間の打ち合わせ会議等の開催及び施工中の連絡調整 (4) 防災器具及び標識の設置 消火器、ガス検知器等の防災器具や工事上必要な標識類を設置及び請負業者に対する点検の義務付け (5) 工事現場への巡回、点検
J R 東 日 本	1 安全管理体制 (1) 安全管理組織 (2) 現場責任者の指定 (3) 非常事態における緊急措置全般にわたる分担区分の確立、動員計画 (4) その他

機 関 名	保 安 対 策 等
	2 安全対策(事故防止対策) 安全対策として、以下の事故防止対策を実施している。 (1) 各施工工事に係る安全対策、防護工法 ア 各埋設物管理者との協議、協定、施工承認 イ 各埋設物管理者の現場立ち会い及び巡回の要請 (2) 同時施工、受委託施工の協定 (3) 区域外工事現場との常時連絡協調 (4) 異常事態の迅速な通報 ア 現場作業員等へ異常事態を通報するための警報装置の設置 イ 工事現場への緊急通報用電話機の指定 (5) 消火器等防災用具及び標識の設置 (6) 工事現場への巡回、点検 (7) 現場付近への応急資器材の確保 (8) 工事従事者への安全教育
東京地下鉄	1 安全管理体制の確保 (1) 事故防止及び安全諸対策の審議のための安全防災推進委員会、建設改良工事安全協議会の設置 (2) 事故の未然防止のための工事現場への安全管理研究所の設置 (東京地下鉄は工事所長を、請負業者は作業所長を現場責任者として位置付) (3) 請負業者に対する事故未然防止、事故発生時の被害拡大防止策の義務付け (4) 災害、事故等対策本部規定による体制の確立 2 安全対策（事故防止対策） 安全対策として、以下の事故防止対策を実施している。 (1) 防護方法等 ア 各埋設物管理者との協定、施工承認 ア 基本協定：東京電力及び東京ガス イ 交換文書：都水道局、下水道局及びN T T東日本 イ 各埋設物管理者の現場立ち会い及び巡視の依頼 (2) 他の工事施工との連絡協調体制 ア 内容、規模等により同時施工、受委託施工の協定の締結 イ 現場区域外での競合工事の際の十分な打ち合わせ、連絡調整 (3) 異常事態の迅速な通報 ア 現場作業員及び沿線住民へ異常事態を通報するための非常警報装置の設置 イ 現場及び現場事務所間の緊急通報専用電話の設置 (4) 防災用具及び標識の設置 消火器、ガス検知器等の防災器具や工事に必要な標識類を設置 (5) 現場巡回、点検 ア 請負現場責任者の現場巡回、点検の常時実施 イ 監督員及び関係職員による随時巡回

大規模事故等対策編 第1部 大規模事故等対策計画
第1章 大規模事故等予防計画

機 関 名	保 安 対 策 等
	(6) 緊急時の応急資器材の確保及び所在、数量の工事関係者に対する周知 (7) 東京地下鉄、請負業者による安全研究会の随時開催、作業前の綿密な打ち合わせ及び安全教育の徹底

第2節 トンネル（道路）（首都高速、東京国道事務所）

トンネル内での事故を防ぐため、以下の保安対策がなされている。

機 関 名	保 安 対 策 等
首 都 高 速	トンネル内には、火災報知機や火災感知器等の通報装置、警報設備、消火設備、避難施設等の防災設備を設置しており、定期的に点検を行っている。
国 道 事 務 所	トンネル内には、火災報知機、消火設備、非常用電話、通報装置及び避難誘導標示等の防災設備を設置している。 また、24 時間体制でトンネル内を監視し、災害・事故等に備えている。 なお、停電時に備え、自家発電設備を設けている。

第3節 地下工事（地下埋設物を含む）（警察署、消防署）

機 関 名	保 安 対 策 等
丸の内警察署 麹町警察署 神田警察署 万世橋警察署	1 平素から地下埋設物の把握に努め、ガス管等が埋設された道路の使用（工事）の許可（協議）の際に事故発生時の措置について指導する。 2 地下埋設道路における工事については、随時、工事現場の視察パトロールを実施し、許可（協議）条件が守られているか、事故発生の場合の措置等の対策が講じられているかどうかについて調査し、必要な指導取り締まりを行う。 3 地下埋設道路において大規模工事が行われた場合は、関係機関と協力し、住民に対し事故発生時の措置について指導を行う。
東京消防庁 第一消防方面本部 丸の内消防署 麹町消防署 神田消防署	1 地下街工事、地下鉄工事、各種管路の埋設による大規模なずい道工事及び圧気を用いる工事を行う場合は、当該工事関係者に対し、工事概要、設計図書、防火管理等に関する資料を提出させ、出火防止、初期消火、避難、救助等必要な対策について指導を徹底する。 2 上記について、特に必要があると認められる時、または工事関係者から要請があった場合は、現場確認を行い危険性の排除に努めるとともに、工事現場構内の実態を把握し、災害活動時の障害要因の除去について指導する。

第4節 超高層建築物及び地下街等の安全化（防災・危機管理課、まちづくり推進部、警察署、消防署、東京ガス）

震災対策編 第1部第2章第5節に準ずる。

現在、区内には、30階建て以上の超高層建築物が37棟ある（平成24年12月末現在）。これらの超高層建築物については、関係法令に基づき設計段階から安全確保に対する対策が求められ、指導されている。しかし、構造上の特殊性から火災などの事故発生時に避難誘導や消防活動などが極めて困難であることが予想される。

また、地下街等も東京駅周辺にあるが、その空間の閉鎖性により同様の事態が考えられる。このことから、超高層建築物及び地下街についての安全化対策が必要となる。

機 関 名	保 安 対 策 等
丸の内警察署 麹町警察署 神田警察署 万世橋警察署	震災対策編 第1部第2章第5節に準ずる。
東京消防庁 第一消防方面本部 丸の内消防署 麹町消防署 神田消防署	- 火気使用設備器具の安全化及び出火防止対策の推進を図る。 - 長周期地震動に対して火気使用場所の環境整備及び火気使用設備器具の転倒・落下・移動防止措置を図る。 - 人命危険を考慮し、出火防止、初期消火及び避難計画等について防火対策の強化を図るとともに、防災物品の普及推進を徹底し、出火防止と延焼拡大防止を図る。 - 超高層建築物及び地下街の特性に応じた実効性のある訓練の実施、防火施設・設備の適正な維持管理、実態に即した消防計画の樹立等、防火管理業務の充実強化を図る。 - 大規模事故発生時において、情報連絡、避難誘導、初期消火等の活動が効果的に行われるよう自衛消防隊の育成を図るとともに、ビル防災センターの機能の充実、さらに、ガスの漏洩による事故を防止するため、関係施設・設備の点検、整備及び初動措置について必要な指導をする。
東 京 ガ ス	- 超高層ビル 東京消防庁の指導指針に基づき、グレードの高い安全システムを設置している他ガス配管、ガス栓、接続具、機器のすべてに耐震性のある設計と固定を施している。 また、震度5強以上の地震が発生した場合には、各テナント・住戸に設置されたマイコンメーターがガスをストップする他、被害が予想される場合は、遠隔操作で緊急遮断弁を止め、住棟全体へのガス供給を停止する。 - 地下街 消防法及びガス事業法によって保安対策が強化されており、以下の3つのシステムを組み合わせた総合ガス安全システムを確立している。 (1) ガス漏れを起こさない強固な接続具 (2) ガス漏れをすばやく発見する都市ガス警報システム

大規模事故等対策編 第1部 大規模事故等対策計画
 第1章 大規模事故等予防計画

機 関 名	保 安 対 策 等
東 京 ガ ス	(3) 緊急時にガスを瞬時にストップする緊急ガス遮断システム さらに、都市ガス警報システムと緊急ガス遮断システムは、防災センターと信号線で結ばれ、ビル全体で集中的に監視されている。 また、特定地下街には、非常時の迅速な連絡を図る専用電話回線を設置している。
防災・危機管理課 ま ち づ く り 推 進 部	1 地下街等の実態把握 区は、防火・耐火設備等を中心に、特に不特定多数の往来が見込まれる地下街の安全対策状況の実態把握に努める。 2 法令等に基づく指導の徹底 区は、実態把握の結果、建築基準法、消防法等の関係法令、さらには東京都建築安全条例等に基づき、指導を徹底する。

第5節 危険物施設等の安全化（警察署、消防署）

石油類、火薬類、LP ガス・塩素等の高圧ガス、毒物・劇物及び放射性物質等は、燃料、冷凍、医療、教育及び研究の分野に幅広く利用されている。これらの取扱施設等については、それぞれの関係法令により取締まり、指導が行われている。危険物施設等の安全化については、震災対策編 第1部第3章第4節を準用するほか、次による。

機 関 名	保 安 対 策 等
東 京 消 防 庁 第一消防方面本部 丸 の 内 消 防 署 麴 町 消 防 署 神 田 消 防 署	1 危険物施設に対し、消防法令に基づき貯蔵し又は取り扱う危険物の種類・数量及び施設の態様によって、位置、構造、設備に関する規則と危険物の貯蔵・取扱い及び運搬並びに自主保安管理等に関し徹底し、また事故発生に備えた自衛消防組織の設置と安全化について指導する。 2 危険物施設の立入検査を行うほか、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者及び危険物施設保安員による自主的な災害予防態勢の確立について指導する。

第2章 大規模事故等応急対策

大規模事故等による局地的な災害が発生した場合、災害地周辺への災害拡大防止等の処置を迅速に実施するために、各関係機関からの通報や事故の情報を入手し被害状況を把握するとともに、区及び防災関係機関は相互に密接な協力体制を確保し、被災者の救助や被害の軽減等の応急措置を実施する。

第1節 区の活動態勢（全部局）

千代田区のような大都市においては、大火災、鉄道・地下工事等の事故、危険物の漏えい又は爆発といった大規模事故等による災害の発生しうる可能性は高いと予想される。

このような局地的な災害が区の地域に発生した場合、区は、各関係機関からの通報や区機関による情報収集活動を行い、その災害の規模及び状況に応じて、災害対策本部の設置、現地連絡所の設置、医療救護活動の支援、住民への避難勧告・指示及び避難所の開設等の災害対策活動を実施する。

大規模事故等発生時における区の活動態勢は、震災対策編 第2部第1章に準ずる。

第2節 情報の収集・伝達（防災・危機管理課、水道局中央支所、下水道局中部下水道事務所、東京都交通局、警察署、消防署、東京ガス、JR東日本、東京地下鉄）

区内で大規模な事故が発生した場合、被害の拡大を防止し、的確かつ迅速な対応を行っていくためには、まず第一に被災状況等正確な情報を収集する必要がある。区では、各関係機関からの通報や事故の情報を入手するとともに、被災現場近くに現地連絡所を設置し、被害状況の把握及び情報連絡に努める。

また、必要がある場合については、関係機関と協力し、周辺への広報を行い、区民等の安全を図る。

1 警察署及び消防署

機 関 名	内 容
丸の内警察署 麹町警察署 神田警察署 万世橋警察署	関係警察署は、事故発生時において、当該事故等に関する情報を警視庁に連絡する。 警視庁は、直ちにその旨と被害状況を取りまとめ、事故等の状況が著しく大規模で、総合的な応急対策が必要であると判断したときは、関係機関と相互の情報交換を図る。
東京消防庁 第一消防方面本部 丸の内消防署 麹町消防署 神田消防署	事故が発生した場合、その規模、内容等により、事故等の状況が著しく大規模で総合的な応急対策が必要と判断したときは、直ちに関係機関に通知するとともに相互の情報交換を図る。

2 ライフライン機関

機 関 名	内 容
水道局中央支所	局施設に事故が発生した場合は、事故等の処置、手順等を定めた水道局のマニュアルに基づき、情報の収集、伝達を行う。
下水道局中部 下水道事務所	局施設に事故が発生した場合は、その種類・規模により、緊急連絡体制を取り、警察署、消防署及びその他関係機関へ通報連絡する。
東京ガス	1 社内の連絡体制 ガス施設に事故が発生した場合は、あらかじめ定められた連絡体制により、社内への通報連絡を行う。 2 警察、消防機関への連絡体制 ガス漏えい等の事故の情報を入手した場合は、状況に応じて直ちに警察署及び消防署へ連絡する。

3 鉄道・地下鉄

機 関 名	内 容
東 京 都 交 通 局	大規模事故が発生した場合の処置 1 関係係員は直ちに処置にあたるとともに、その状況を運輸指令区 その他必要箇所に報告する。 2 総合指令所は、事故状況の把握に努めるとともに、随時、駅その 他関係事業所に事故状況、復旧状況等を連絡し、必要に応じて指示 を行い、復旧に努める。 3 監督官庁、報道機関に対しては、それぞれ担当において情報を収 集、整理のうえ通報する。
J R 東 日 本	事故が発生したとき、又は事故の速報を受けたときは、速やかに あらかじめ定められた情報系統により、関係箇所への通報、連絡を 行う。
東 京 地 下 鉄	事故速報の伝達は、次のとおり行う。 事故現場 — 総合指令所長 — 関係現業長 — 本社関係機関

第3節 鉄道・地下鉄施設の大規模事故・火災対策（防災・危機管理課、東京都交通局、JR東日本、東京地下鉄）

大規模事故が発生した場合、人命救助や被害の軽減を図るため応急対策が重要となる。

区は、交通関連施設、地下街等について、大規模事故・火災対策を推進するため、鉄道・地下鉄施設の応急対策等の把握に努める。

機 関 名	応 急 対 策 等												
東京都交通局	1 事故発生時の対応 地下高速電車の事故及び災害が発生した場合、又は、発生が予想される場合、地下高速電車運転取扱実施基準、事故災害取扱要綱及び関係通知等により処理する。												
	2 事故対策本部の活動方針 事故が発生した場合、又は、発生が予想される場合における旅客及び輸送の安全確保を図るため、情報の収集・伝達及び指揮命令を確立し、その円滑な取り扱いにより輸送の早期回復及び損害の拡大防止に努める。												
	〔事故対策本部の組織及び任務〕												
	<table><tr><th colspan="2">組 織</th><th>任 務</th></tr><tr><td>本 部 長</td><td>事故対策本部が設置された部の部長</td><td>事故対策本部の事務を総括する。</td></tr><tr><td>副 本 部 長</td><td>関係部の部長</td><td>本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、これに代わる。</td></tr><tr><td>班 長</td><td>関係部の課長で本部長が命じた者</td><td>事故復旧本部の指揮者、副指揮者と復旧作業状況等を打ち合わせ、業務を掌握するとともに班員を指導監督する。</td></tr></table>	組 織		任 務	本 部 長	事故対策本部が設置された部の部長	事故対策本部の事務を総括する。	副 本 部 長	関係部の部長	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、これに代わる。	班 長	関係部の課長で本部長が命じた者	事故復旧本部の指揮者、副指揮者と復旧作業状況等を打ち合わせ、業務を掌握するとともに班員を指導監督する。
	組 織		任 務										
本 部 長	事故対策本部が設置された部の部長	事故対策本部の事務を総括する。											
副 本 部 長	関係部の部長	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、これに代わる。											
班 長	関係部の課長で本部長が命じた者	事故復旧本部の指揮者、副指揮者と復旧作業状況等を打ち合わせ、業務を掌握するとともに班員を指導監督する。											
J R 東 日 本	事故等の発生に敏速かつ適切に対処するため、次の事項について、あらかじめ計画し訓練を実施するなど、常に復旧体制を整備しておく。 1 応急処置方法 2 情報の伝達方法 3 事故復旧対策本部の設置方法 4 非常招集の範囲及び方法												
東 京 地 下 鉄	事故が発生した場合は、事故、災害等対策本部規定により、直ちに、本社屋内に事故、災害等対策本部を設置する。また、特に火災については、国土交通省の「地下鉄道の火災対策基準」等に基づき、建造物の不燃化、避難誘導設備・排煙設備等の整備、消火設備の整備、防災管理体制の整備等を平素から推進し、正確な情勢判断のもとに、駅係員は乗客の避難誘導にあたる。												

第4節 危険物等事故の応急対策（警察署、消防署、東京ガス）

区内には、石油等の危険物の貯蔵所・取扱所等が約700施設ある。また、高圧ガス製造所等の危険物施設についても40施設以上ある。これらの施設については、関係法令等に基づき安全化対策がとられているが、万一、大規模な事故が発生した場合、従業員はもとより、周辺の住民等に対しても大きな影響を及ぼすおそれがある。このため、被災者の救助や災害拡大防止等の応急措置を迅速かつ的確に実施し、被害を最小限に止めることが必要である。

1 石油類等危険物施設の応急対策

機 関 名	内 容
丸の内警察署 麹町警察署 神田警察署 万世橋警察署	1 災害の発生が予想される場合は、特に危険と認められる施設に職員を派遣して、施設の責任者に対して防災措置の実施について指導する。 2 災害が発生した場合は、直ちに現場へ警察官を派遣して施設の管理責任者並びに防災責任者と密接な連絡をとり、警戒区域の設定、被災者の救出救助、周辺住民等の避難誘導その他必要とする防災措置を講じる。
東京消防庁 丸の内消防署 第一消防方面本部 麹町消防署 神田消防署	関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対し、危険物施設の実態に応じて、次の措置を実施させる。 1 危険物の流出、爆発のおそれがある作業や移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置 2 混触発火等による火災の防止措置と初期消火及びタンク破壊等による流出、異常反応、広域拡散等の防止措置と応急対策 3 災害発生時の自主防災活動組織の活動 4 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺住民等に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動の徹底 5 消火薬剤、中和剤の準備の徹底

2 火薬類施設の応急対策

機 関 名	内 容
丸の内警察署 麹町警察署 神田警察署 万世橋警察署	1 火薬類取り扱い場所付近に火災が発生し、貯蔵中の火薬類に引火、爆発のおそれがあるときは、当該施設の責任者その他関係者に対し、必要な警告を発し、危害防止のため通常必要と認められる措置を講じることを命じ、又は自らその措置をとる。 2 必要と認められる措置を講じる余裕がない場合は、爆発により危害を受けるおそれのある地域に対して立入禁止の措置をとるとともに、危険区域内にいる区民を避難させる。
東京消防庁 第一消防方面本部 丸の内消防署 麹町消防署 神田消防署	火災が発生し、火薬類等に引火爆発の危険のおそれがある場合は、関係機関と連携し、次の措置を実施する。 1 延焼防止、火薬類の搬出及び関係者以外の立入禁止措置 2 前記措置の余裕がない場合は、危険区域を設定し、立入禁止区域内からの緊急避難措置。

3 高圧ガス施設の応急対策

機 関 名	内 容
丸の内警察署 麹町警察署 神田警察署 万世橋警察署	1 ガス漏れ等事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。 2 区市町村長が避難の指示をすることができないと認めた時又は区市町村長から要求があった時は、避難の指示を行う。 3 避難区域内への車両の交通規制を行う。 4 避難路の確保及び避難誘導を行う。
東京消防庁 第一消防方面本部 丸の内消防署 麹町消防署 神田消防署	高圧ガス施設等からガス漏れが発生し、引火、爆発の危険がある場合は、関係機関と連携し、施設責任者に対し次の措置を実施させる。 1 ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関への通報 2 関係機関との必要な情報連絡 3 消火薬剤、中和剤の準備 4 危険区域を設定し、立入禁止区域内からの緊急避難措置

4 ガス事故

機 関 名	応 急 対 応 策
東京ガス	1 通報連絡等 通報の責任者は、当該工事現場の現場責任者とし、事故の内容に応じて支社並びに警察、消防、道路管理者及び沿道住民等に連絡する。連絡の内容は、事故の状況・発生場所その他必要事項とする。 2 非常災害対策組織 ガス導管等の事故発生時の態勢は、あらかじめ定められた非常災害対策組織による。 なお、ガス導管等の緊急事故に対しては、初動措置を迅速かつ的確に実施し、二次災害の防止に対処するため、支店では24時間緊急出動体制を確立している。 3 事故時の応急措置 (1) 消防署又は、警察署と密接な連携を保ちつつ、現場の状況に応じて、次の措置をとる。 ア 人身事故が発生したときは、直ちに医師又は消防署に連絡し、適切措置をとる。 イ ガス漏れ箇所付近では火気の使用を禁止し、関係者以外の者が立ち入らないような措置をとる。 ウ 状況に応じ、ガスメーターコック、遮断装置等によりガスの供給を遮断する。 エ 状況に応じ、マンホール開放を行った場合は、通行者に対する安全誘導を行う。 オ 状況に応じ、戸別訪問、拡声器等により付近住民等に対する広報活動を行う。 (2) 事故の状況に応じ、応援の依頼又は特別出動の要請を行う。 (3) 復旧のための調査、連絡、修理等を行う。

5 毒物・劇物施設等の応急対策

機 関 名	内 容
東京消防庁 第一消防方面本部 丸の内消防署 麹町消防署 神田消防署	毒物・劇物施設等から有毒物質が拡散し、又は拡散する恐れがある場合は、関係機関と連携し、施設責任者に対し次の措置を行うよう徹底させる。 1 有毒物質等の拡散が急務で、人命が著しく切迫しているときは、避難の勧告又は指示 2 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制 3 関係機関との必要な情報連絡 4 消火薬剤、中和剤の準備

6 危険物等輸送車両

(1) 高圧ガス等輸送車両の応急対策

機 関 名	内 容
丸の内警察署 麹町警察署 神田警察署 万世橋警察署	1 施設管理者に対し、保安施設、応急資器材等を整備充実させるための効果的な活動を推進する。 2 移動可能なものは、周囲の状況により安全な場所へ移動させる。 3 輸送中の車両については、安全な場所に誘導して退避させる。
東京消防庁 第一消防方面本部 丸の内消防署 麹町消防署 神田消防署	高圧ガス等輸送車両からのガス漏れ又は、引火爆発のおそれがある場合、関係機関と連携し、施設責任者に対し、次の措置を実施させる。 1 災害実態の把握及び原因物質の把握 2 危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置 3 高圧ガス等輸送車両からのガス漏れを防ぐための緊急措置 4 消火薬剤、中和剤の準備

第5節 NBC災害の応急対策（防災・危機管理課、警察署、消防署、国、都、その他防災機関）

NBC 災害等の被害を最小限に留めるためには、緊急事態に迅速かつ一貫して対処する総合的な危機管理体制の確立が必要である。

すでにサリン事件や米国の炭疽菌事件等が現実には発生しており、区においても発生の可能性を排除することはできない。都においては、警視庁の化学防護部隊及び NBC テロ捜査隊、さらに東京消防庁には特殊災害に対応する消防救助機動部隊及び化学機動中隊が配備されている。区においては、災害時の都との連携を強化するとともに、関係防災機関との初動連絡体制の確保に努め、傷病者の適切な治療の実施と医療施設での二次災害の予防に努めることとする。なお、区では放射性物質並びに核物質による災害についても、本節に定めるものとする。

1 放射線等による事故の応急対策

事故により、放射性同位元素(R I)又は放射線発生装置に起因する放射線障害が発生するおそれがある場合、又は放射線障害が発生した場合は、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づき、放射性同位元素使用者等は、直ちに応急の対策を講じ、文部科学大臣に報告を行うこととされており、又、文部科学大臣は、必要があると認めるときは、放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命じることができる。

関係機関の応急対策は、次のとおりである。

機 関 名	内 容
丸の内警察署 麹町警察署 神田警察署 万世橋警察署	放射線、防災活動実施要綱に基づき、災害の状況に応じて概ね次の措置をとる。 1 応急的危険場所の設定 2 関係機関との連携 3 被災者の救出救助 4 危険原因の応急的排除 5 危険場所内所在者の避難誘導 6 必要な広報活動
東京消防庁 第一消防方面本部 丸の内消防署 麹町消防署 神田消防署	放射性物質使用施設からの放射性同位元素等の漏えいによる人命危険を排除するため、施設責任者・防火管理者に対し、次の措置を実施させる。 1 施設の破壊による放射線源の漏えい防止の緊急措置 2 放射線源の漏えいに伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置

2 核燃料物質輸送車両の応急対策

震災対策編 第2部第16章第7節2(5)イ(ア)に準ずる。

3 事故時の対応措置

震災対策編 第2部第16章第7節2(5)イ(イ)に準ずる。

4 生物剤による災害の応急対策

生物剤による事故、あるいは生物兵器によるテロ災害によって、感染が拡大するおそれがあるときは、関係防災機関は相互協力して速やかに感染危険区域を設定するなどの応急措置を講ずる必要がある。

5 化学剤による災害の応急対策

化学剤による事故、あるいは化学兵器によるテロ災害によって、被害が拡大するおそれがあるときは、関係防災機関は相互協力して速やかに被害区域を設定するなどの応急措置を講ずる必要がある。

第3章 警備・交通規制（警察署、首都高速）

震災対策編 第2部第4章に準ずる。

社会的混乱を防止するため、犯罪の予防、取締り等の警備等を実施するとともに、道路交通の混乱を防止するため、緊急物資等輸送路線の確保等の道路交通規制を実施する。

第4章 避難（防災・危機管理課、保健福祉部、子ども・教育部、警察署、消防署）

震災対策編 第2部第9章に準ずる。

人命の安全を確保するために、必要に応じて避難の勧告・指示を実施するとともに、避難誘導を実施する。

第5章 その他の応急対策（全部局、全機関）

震災対策編 第2部第3章、5～8章、10～20章に準ずる。

各関係機関、東京都、他の市区町村との相互協力体制を確保し、緊急輸送、救助・救急活動、消防対策、緊急輸送、医療救護等対策、帰宅困難者対策、飲料水・食料・生活必需品等の供給、ごみ処理・トイレの確保等の応急対策を実施する。